

別表（第2条関係）

補助事業名	自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業
補助事業の目的	兵庫県内の地球温暖化防止対策として、再生可能エネルギーの導入を促進するため、地域団体が先導モデルとなる再生可能エネルギー設備を整備するに際し、費用の一部を補助する。
補助事業の対象となる者	次の①～③のいずれかの設備を導入する地域団体 ①兵庫県が実施する「地域創生！再エネ発掘プロジェクト」設備導入無利子貸付事業に採択された再生可能エネルギー発電設備 （県内でエネルギーの地産地消を実現するシステムを構築するもの。以下同じ） ②再生可能エネルギー由来の発電設備（固定価格買取制度による売電を行わないもの） ③再生可能エネルギー由来の熱利用設備
補助事業の対象となる経費	再生可能エネルギー設備整備に要する経費（調査費を除く）
補助率	1 / 3以内
補助金の額	予算の範囲内で協会が必要と認めた額で、1件あたり限度額を20,000千円とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
その他の事項	――

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業計画書 (様式 1-2)
	(指定期日) 別途通知する。
第 7 条	(添付書類) ①補足資料 (仕様書、完成写真、図面等) ②補助対象事業に要した経費の請求書 (写)、領収書 (写) 及び契約書 (写)
	(指定期日) 事業完了の日から起算して 10 日以内
第 1 5 条第 1 項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に相当する期間